

パートタイム・有期雇用労働法説明会

令和3年4月1日より「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業においても適用されます(大企業は令和2年4月より施行)。

これにより、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。同一労働同一賃金への対応を進めましょう。

岩手労働局主催の説明会を開催しますので、ご参加ください。

完全予約制・参加費無料

日時・会場

各回30分前より受付を開始します

開催地区	開催日時	会場	定員
宮古会場	10月21日(水) 13:00~15:00	宮古市市民交流センター イーストピアみやこ 多目的ホール(宮古市宮町1-1-30)	40名
奥州会場	10月29日(木) 13:00~15:00	奥州市文化会館 Zホール 中ホール(奥州市水沢佐倉河字石橋41)	90名
盛岡会場	11月10日 14:00~16:00	盛岡会場は定員に達したため締め切りました 事前申込なしの当日参加はお断りいたしますのでご了承ください	

内容

- (1) パートタイム・有期雇用労働法
- (2) パワーハラスメント対策
- (3) 子の看護休暇、介護休暇の見直し

対象者

事業主、人事労務担当者、労働者等
【感染症対策として、1企業1名とします】

<新型コロナウイルス感染症対策について>

感染症対策を講じて開催しますので、ご協力をお願いします。ご了解いただいた上でお申込ください。

- ・高齢者、基礎疾患のある方及び妊婦の方は参加を控えてください。
- ・説明会当日に検温し平熱より高い場合、過去数日を含め風邪の症状がある場合や体調不良の場合は参加を控えてください。また、当日は会場受付で検温を実施し、平熱より高い場合は入場をお断りすることがあります。
- ・説明会の前後を含め、会場内ではマスクを着用してください。
- ・アルコール消毒液を設置しますので、会場の入・退場の際にご使用ください。
- ・隣同士の間隔を確保するため、指定された席に着席してください。
- ・参加者名簿を作成し、発症者が出た場合は保健所等関係機関と共有することにご了承ください。
- ・感染症の流行状況等により、直前であっても開催を中止する場合があります(その場合、連絡いたします)。
- ・完全予約制で、1企業1名の参加とします。事前申込なしの当日参加はお断りいたします。

【参加申込、問合せ先】岩手労働局 雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階 電話 019-604-3010 FAX 019-652-7782

【締切】開催日の1週間前、または定員になり次第締め切ります。お早めにお申込ください。

参加申込 FAX 019-652-7782 参加会場に○をつけてFAX送信してください。

本用紙は参加票となりますので、説明会当日の会場受付にご持参ください(コピー可)。

会場	宮古・奥州 (参加会場に○)	参加者	
企業名		職・氏名	
		【1企業1名】	
所在地	〒 電話(必須 中止等の連絡先として使用)		